

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正

◇告示 建設業者の変更登録解除予定保安林

種畜証明書の書換え
麻の名称変更
肥料の登録

鳥取県標準複合肥料指定の改正
農地及び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱

◇公告 昭和三十五年鳥取県立保育専門学院の募集要項

◇正誤 昭和三十四年十二月二十五日付け鳥取県条例第四十三号中訂正

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中（二十）の次に次の一を加える。

（二十一）危険物の規制に関する政令第四十条に基く

製造所等の設置許可手数料

製造所等の位置、構造、設備の変更許可手数料

製造所等の完成検査手数料

製造所等のタンク部分の水張検査、水圧検査手数料

料

危険物取扱主任者及び映写技術者試験手数料
 危険物取扱主任者及び映写技術者免状交付手数料
 危険物取扱主任者及び映写技術者免状書換手数料
 危険物取扱主任者及び映写技術者免状再交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月十三日から適用する。

登録番号 登録年月日 商号又は名称

(旧)第二一八号 昭三四、六、二 中国土建工業有限会社

鳥取県告示第十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年一月十二日変更登録した。

昭和三十五年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取市若桜町五二の一 (新) 岩崎 重寿

(旧) 宇治田光寿

告 示

鳥取県告示第十七号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡北条町大字江北字狐塚二、九二一地番所在の森林

指定の目的 飛砂防備林

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 青木 文子

鳥取県告示第十八号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

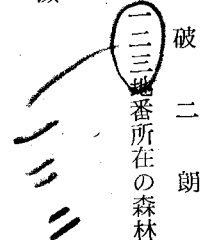
昭和三十五年一月十九日

鳥取市湖山町字下浜一、一九四ノ二、三 地番所在の森林

指定の目的 飛砂防備林

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 白間晃太郎



○七ノ一地番所在の森林

指定の目的 潮害防備林

解除の理由 道路敷地

申請者 鳥取県知事

2、東伯郡羽合町大字字野字西峰一、八九七ノ一、一、八九七ノ四、一、九〇二、一、八九九ノ二、一、八九九ノ二地番(次の図に示す部分に限る。)所在の森林

指定の目的 魚つき林

解除の理由 道路敷地

申請者 羽合町長

鳥取県告示第十九号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年一月十九日

鳥取市湖山町字下大外浜一、三〇三ノ一、一、三

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十号

次の種畜につき種畜証明書を書換があつた。

昭和三十五年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課及び羽合町役場に備え、昭和三十五年一月十九日から昭和三十五年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

種番証明書番号 名 前 種類 旧飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名

昭三四広島二第六十号 第十六大林 黒毛和種 広島県比婆郡東城町 鳥取県東伯郡赤碕町

鳥取県告示第二十一号 羽賀盛之 鳥取県種畜場

昭和三十五年七月鳥取県告示第三百五十号（麻の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年十二月二十六日から適用する。

昭和三十五年一月十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県宝木警察署」を「鳥取県浜村警察署」に改める。

鳥取県告示第二十二号 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十五年一月十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分量（パーセント） 生産業者の住所氏名

鳥取県第三一六号 五、〇なたね油かす 窒素全量 五・〇
りん酸全量 二・〇
加里全量 一・〇〇〇 西伯郡西伯町字法勝寺五三六 前田 好雄

鳥取県告示第二十三号

昭和三十五年十二月鳥取県告示第六百一十号（鳥取県標準複合肥料の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十五年一月十九日から施行する。

昭和三十五年一月十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

24 鳥取県標準尿素複合肥料梨梨尿素号の表の次に次の二表を加える。

25 鳥取県標準複合肥料早期稲第一号

原料の種類	原料の使用割合（パーセント）	保証成分量（パーセント）	施用法
塩化アンモニア 重焼りん 過りん酸石灰 塩化加里	四四・四 二八・〇 九・〇 一八・六 一〇〇・〇	アンモニア性窒素 一一・〇 く溶性りん酸 一一・〇 内水溶性りん酸 四・四 水溶性加里 一一・〇	施用量（一〇アール当り） 元肥 一〇〇キログラム この複合肥料 七〇キログラム 追肥 塩化アンモニア 七、五キログラム （注）追肥は生育の状況により、良く農業普及員と相談して施用する。

施用作物 適用地域 原料の種類 備 代用又は併用のできるもの 考

早期栽培水稻 県下一円 重焼りん 苦土過りん酸、第一種混合りん肥
過りん酸石灰 第二種混合りん肥

26 鳥取県標準尿素複合肥料ビール麦第一号

原料の種類	原料の使用割合(パーセント)	保証成分(パーセント)	施用方法	尿素	九・七	窒素全量	六・〇	施用量(一〇アール当り)		
				硫酸アンモニア	九・三	内アンモニア性窒素	一・八		元肥	たい肥
計	一〇〇・〇	一〇・〇	考	苦土過りん酸	六二・六	く溶性りん酸	九・〇	追肥	この複合肥料	六〇キログラム
				塩化加里	一八・四	内水溶性りん酸	三・〇		追肥	七、五
施用作物	適用地域	原料の種類	備	代用又は併用のできるもの	第一種混合りん肥、第二種混合りん肥	水溶性加里	一一・〇	(注) 追肥の施用時期は三月下旬より三月下旬までとし、農業普及員に相談して行うこと。		
ビール麦	県下一円	苦土過りん酸								

鳥取県告示第二十四号

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱を次のように定める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱

<p>(農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱の特例)</p> <p>第一 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害(以下「水害等」という。)を受けた地域についての農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱(昭和三十四年八月鳥取県告示第四百六十一号。以下「補助要綱」という。)の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。)第一条第一項第一号の政令で定める地域に発生した水害等にかかる被害農地及び被害農業用施設の災害復旧事業については、補助要綱第四第一項第一号及び第二号中「十分の五以内」とあり、又は「十分の六・五以内」とあるのは「十分の九以内」とし、補助要綱第</p>	
<p>四第二項の規定は適用しないものとする。</p> <p>二 特別措置法第三第一項に規定する農業用施設災害復旧事業にかかる災害関連事業については、補助要綱第四第一項第三号中「十分の五以内」とあるのは「三分の二以内」とする。</p> <p>2 前項第一号の規定は、この規定を適用しないものとして補助要綱の規定により算定した補助要綱第四の規定により県が行う補助の額が、同項第一号の規定を適用して算定した県が行う補助の額をこえる場合は、適用しない。</p> <p>(補助率増高申請書の提出)</p> <p>第二 第一項第一号及び補助要綱第四第二の規定による補助を受けようとする者は、補助率増高申請書(様式第一号)六部を昭和三十五年一月二十日までに知事に提出しなければならない。</p>	

鳥取県知事 氏 名 殿

市 町 村 長 氏 名 ㊞

様式第1号 審 査 号 年 月 日

昭和34年災害復旧事業補助率増高申請書

昭和34年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設にかかる
災害復旧事業費について、昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた農地及
び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱第1の規定による補助を受けたく申請する。

別 紙

1. 昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に關する特別措置法施行令 (以下「令」という。),第1条第1項の場合

郡	市	町	村	別	当該市町村の 総事業 (A)	1月から6月、 10月から12月 (B)	8万円×G (I)	(15万円-8万 円)×G (J)	H-(I+J) (K)	内 訳		7月からの 災害 (D)	摘	
										計	(U)			
					関係耕作者 (P)	農業用施設 (Q)					関係耕作者 (P)	農業用施設 (Q)		
					計 (R)	計 (H)	農地補助金 (I)	農業用施設補助金 (J)	農業用施設補助金 (K)	農業用施設補助金 (O)	計 (G)	計 (U)		
					農業用施設 (R)	農業用施設 (H)	事業費 (I)	事業費 (J)	事業費 (K)	事業費 (O)	農業用施設 (G)	農業用施設 (U)		
					関係耕作者 (S)	関係耕作者 (G)	農業用施設 (I)	農業用施設 (J)	農業用施設 (K)	農業用施設補助金 (O)	関係耕作者 (S)	関係耕作者 (G)		
					計 (T)	計 (H)	事業費 (I)	事業費 (J)	事業費 (K)	事業費 (O)	計 (G)	計 (U)		
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

注 1. C欄の各項の上段には、1月～12月年間を通じた総事業について補助要項第4第2項の規定に基づいて計
算したものを赤字で記入すること。この場合はGをEと、HをFとそれぞれ読みかえるものとする。

2. C欄の各項の下段には、1月～6月、10月～12月の災害にかかる事業について補助要綱の規定に基づいて計
算したものを黒字で記入すること。

附表の1 市町村別、災害別及び箇所別災害復旧事業内訳表

市町村別	災害別	1月から6月、10月から12月の災害				7月から9月の災害				摘要
		箇所番号	事業別 農業用 農地	費計 千円	関係耕作 延数 実数 人	箇所番号	事業別 農業用 農地	費計 千円	関係耕作 延数 実数 人	
計										

附表の2 耕作者名簿

市町村別	住所	氏名	本人の該当する箇所の番号	
			1月から6月、10月から12月の災害	7月から9月の災害
計			(延箇所数)	(延箇所数)

- 注 1. 氏名欄の計が申請者 (A) 欄の関係耕作者の数と一致すること。
 2. 延箇所数は、附表1の関係耕作者の延数と一致すること。

2 令第1条第2号(かつて書の区域にかかるとを除く。)の場合

市町村別	当該市町村の総事業 関係耕作 農地 農用 費計 千円	1月から6月、10月から12月の災害		7月から9月の災害		摘要
		計 (B)	B/A 関係耕作 延数 実数 人	計 (D)	D/C 関係耕作 延数 実数 人	
計						

附表の1 市町村別、災害別及び箇所別災害復旧事業内訳表

市町村別	災害別	1月から6月、10月から12月の災害				7月から9月の災害				摘要
		箇所番号	事業別 農業用 農地	費計 千円	関係耕作 延数 実数 人	箇所番号	事業別 農業用 農地	費計 千円	関係耕作 延数 実数 人	
計										

附表の2 耕作者名簿

市町村別	住所	氏名	本人の該当する箇所の番号	
			1月から6月、10月から12月の災害	7月から9月の災害
計			(延箇所数)	(延箇所数)

- 注 1. 氏名欄の計が申請者 (A) 欄の関係耕作者の数と一致すること。
 2. 延箇所数は、附表1の関係耕作者の延数と一致すること。

附表の3 国が補助する湛水の排除事業が施行される地域表

市町村別	国が補助する湛水排除事業費	事業主 体別	当該市町村の総農地面積	国が補助する湛水排除事業が施行される農地の面積	B/A	摘要
	千円		(A)	(B)	%	
			ヘクタール	ヘクタール		

附表の4 国が補助する湛水の排除事業が施行される農地表

市町村別	国が補助する湛水の排除事業が施行される農地の地番及び面積

注 国が補助する湛水の排除事業が施行される農地の区域及び地番を確認することができる地域図を添付すると。

公 告

昭和三十五年鳥取県立保育専門学院の学生募集を次の要項によつて実施する。

昭和三十五年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年鳥取県立保育専門学院学生募集要項

一 募集人員

昭和三十五年四月入学の第一学年生 約三十五人

二 受験資格

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定された者
- 2 満十八才以上の者であつて、児童福祉施設におい

て二年以上児童の保護に従事した者

三 試験科目

1 学科試験(高等学校卒業程度の学力について行なう。)

(イ) 外国語 英語の1科目

(ロ) 数学 昭和三十二年以前の高専卒業者は、一般数学、解析Ⅰ、解析Ⅱ、幾何のうち1科目を選ぶ。
昭和三十三年以降の高専卒業者は、数学Ⅰ、数学Ⅱのうち1科目を選ぶ。

(ハ) 社会 社会の1科目

(ニ) 国語 国語甲の1科目

(ホ) 音楽 筆記試験……楽典

能力テスト……唱歌——コールユープ
ンゲン三度程度までより指定
器楽——バイエル六十

- 四 応募手続
- 1 人物考査 (面接試験)
- 2 身体検査 (保健所において行なつた身体検査書による。)
- 3 入学志願者は、次の書類を提出すること。

- 1 入学願書 (学院所定の用紙)
- 2 履歴書 (学院所定の用紙)
- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格を証明する書類 (最終学校の卒業又は卒業見込証明書、文部大臣の資格認定書写又は「二年以上児童の保護に従事した」ことを証する施設長の証明書)
- 5 最終学校の成績調書
- 6 身体検査書 (保健所において行なつた院所定の身体検査書に限る。)
- 7 写真 (最近三月以内に正面上半身を撮影した名刺型のもの二枚とし、裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。)

- 四番までより指定
- 「注」 1、2及び6に定める用紙を必要とするときは、返信用切手を同封して直接学院に請求すること。
- 五 願書受付期間
昭和三十四年二月十日から二月二十五日まで (当日の消印あるものは有効)
- 六 願書提出先
倉吉市海田三一九の一鳥取県立保育専門学院内教務部
入学試験係
- 七 試験期日及び試験場
1 試験期日 昭和三十五年三月七日、八日
2 試験場 鳥取県立保育専門学院 (山陰線上并駅下車徒歩約十分)
- 八 合格者発表
昭和三十五年三月中旬の予定
- 九 受験手数料 三百円
- 1 鳥取県収入証紙 (もよりの山陰合同銀行本支店又

- 十 その他
- 1 入学願書等の書類を郵送するときは、「入学願書在中」と朱書きし、必ず書留郵便にするとともに、返信用封筒 (応募者の住所氏名を表記すること。)
- 2 既納の手数料は、いかなる理由があつても還付しない。
- 3 鳥取県収入証紙小売さばき所から購入のこと。)
- 4 入学願書にはりつけ、消印しないこと。

- 1 入学願書等の書類を郵送するときは、「入学願書在中」と朱書きし、必ず書留郵便にするとともに、返信用封筒 (応募者の住所氏名を表記すること。)
- 2 既納の手数料は、いかなる理由があつても還付しない。
- 3 鳥取県収入証紙小売さばき所から購入のこと。)
- 4 入学願書にはりつけ、消印しないこと。
- 5 既納の手数料は、いかなる理由があつても還付しない。
- 6 鳥取県収入証紙 (もよりの山陰合同銀行本支店又

正 誤

昭和三十四年十二月二十五日付け鳥取県条例第四十三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	誤	正
2	上	2
	こえることがで	かえることが
	きる。	できる。